

諮問番号：令和3年度(2021年度)諮問第2号

答申番号：令和3年度(2021年度)答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対し、令和元年（2019年）11月20日付け〇〇第〇〇号で行った通知（以下「本件通知」という。）及び同年11月22日付け〇〇第〇〇号で行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和元年（2019年）12月2日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）のうち、本件通知に係る部分は却下し、その余の部分は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、年金記録及び特別支給の老齢厚生年金（以下「特別年金」という。）の年金額に疑義があり、年金事務所への年金記録訂正請求及び九州厚生局への審査請求をしている。振り込まれた特別年金は、話し合いが終わるまで心情的に使えないから、収入認定を留保するよう口頭で申請したにもかかわらず、本件処分を受けた。

本件処分により、生活扶助の基準額を下回る生活を強いられ、高騰する光熱水費も賄わなければならない、二重の生活苦を負わされることになったため、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第56条の不利益変更の禁止に違反し、行政手続に沿った処分をしないことは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の服務義務に違反しており、不利益変更の理由を示さないのは行政手続法（平成5年法律第88号）第14

条に違反し、違法である。

また、行政手続に沿った処分をしないことで、憲法第14条の法の下に平等である権利を侵害され、基準額以下での生活を強いられることにより憲法第25条の安全に生活する権利を侵害されている。

よって、本件通知及び本件処分のうち特別年金の収入認定の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求の本件通知に係る部分は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求の本件通知に係る部分は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 法第25条に基づく生活保護変更決定処分について

処分庁は、令和元年（2019年）12月分保護費の算定に当たり、同年10月に受給した同年9月分の特別年金〇〇円について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年（1963年）4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10-2-(8)の規定により収入認定（減額調整）を行い、同年12月に受給予定の特別年金〇〇円について、局長通知第8-1-(4)-アに基づき2分割した額について収入認定を行ったものである。

審査請求人は、特別年金を収入認定されたことにより基準額を下回る生活を強いられ、更に光熱水費を賄わなければならないため、本件処分は法第56条に違反する不利益変更であると主張するが、処分庁の収入認定は、法、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年（1961年）4月1日厚生省社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、局長通知等関係法令に基づき適正に処理されており、

支給された扶助費は、審査請求人の世帯について、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)によって測定された需要を満たすものであり、審査請求人の世帯の最低限度の生活は保障されている。更に、審査請求人は、九州厚生局に年金裁定に関する審査請求を行っており、受領した年金は心情的に使えないと主張しているが、客観性を欠いたものであり、本件処分は不利益処分とは言えない。

(2) 地方公務員法第35条における職務専念義務違反及び行政手続法第14条における不利益処分の理由の提示違反について

処分庁が本件処分を行うに当たり、地方公務員法第35条における職務専念義務に違反した明確な根拠は見当たらない。

また、処分庁は、本件処分の通知書に処分理由を記載しているものの、記載内容が十分であるか疑義が生じるところである。しかしながら、処分庁は、本件処分の通知書が審査請求人に届いた日と同日に、本件処分に係る説明書を手交しており、審査請求人も特別年金が収入認定されたことを理解した上で、審査請求を行っており、行政手続法第14条と照らし、瑕疵があったとまでは言えない。

(3) 本件通知について

本件通知は、令和元年(2019年)10月15日に審査請求人が受領した年金〇〇円について、同年12月分として支給される保護費から減額調整を行う旨を事前に通知したものであり、本件通知をもって、審査請求人の特別年金受領に伴う保護費の減額(処分)は行われておらず、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づく審査請求の対象となる処分には該当しない。

第4 調査審議の経過

令和3年(2021年)	9月 8日	審査庁から諮問
	10月15日	第1回審議
	11月10日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 本件通知について

行政不服審査法第2条の規定により、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができることされており、ここにいう「処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」と解されている（最高裁昭和37年（オ）第296号昭和39年（1964年）10月29日第一小法廷判決参照）。

本件通知は、審査請求人に対し、令和元年（2019年）10月15日に審査請求人が受給した特別年金〇〇円を同年12月に支給される保護費に収入充当額として計上する旨を事前に通知するものであり、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものではないため、審査請求の対象である「処分」には該当しない。

よって、本件審査請求のうち、本件通知に係る部分については不適法であるため、却下されるべきである。

(2) 本件処分について

ア 特別年金の収入認定について

次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)では、恩給、年金等の収入について、「その実際の受給額を認定すること」とされ、局長通知第8-1-(4)-アでは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。さらに、局長通知第10-2-(8)では、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合に

において、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと」とされている。

なお、生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができることとされている。これに基づき、厚生労働大臣は、次官通知及び局長通知（以下これらを「処理基準」という。）を定め、生活保護における収入認定に係る事務は、処理基準に従って行うことが通常予定されている。

これを本件処分についてみると、審査請求人において、令和元年（2019年）10月15日に同年9月分の特別年金〇〇円を受給し、同年12月に同年10月及び11月分の特別年金〇〇円を受給予定であったことから、同年12月分保護費の算定に当たり、同年9月分の特別年金〇〇円については、局長通知第10-2-(8)の規定により収入充当額として計上し、同年12月に受給予定の特別年金については、局長通知第8-1-(4)-アの規定により2分割した額〇〇円を収入認定したことが認められる。

この点、審査請求人は、特別年金に関して年金事務所への年金記録訂正請求及び九州厚生局への審査請求を行っているため、収入認定を留保するよう主張している。しかしながら、本件処分に係る特別年金の収入認定は、処理基準に従って適正に処理されており、審査請求人の主張は、処理基準の例外として取扱いを行うべき事情とは認められない。したがって、当該収入認定は違法又は不当とはいえない。

また、審査請求人は、特別年金を収入認定されたことにより基準額を下回る生活を強いられることとなったため、本件処分は法第56条に違反する不利益変更であると主張するが、本件における特別年金の収入認定は、法及び処理基準に従って適法に行われていることから、当該収入認定に基づく本件処分には、「正当な理由」があるものと認められ、法

第56条で禁じられた正当な理由を欠く不利益変更には当たらない。

イ 行政手続法第14条における不利益処分の理由提示違反について

法第25条第2項において準用する法第24条第4項では、決定通知書に理由を付さなければならないとされている。行政手続法第14条第1項本文では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするときは、(略)理由は、書面により示さなければならない。」とされている。

これらの規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の判断の慎重さと合理性の担保、恣意の抑制とともに、「処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている(最高裁昭和36年(オ)第84号昭和38年(1963年)5月31日第二小法廷判決、最高裁平成21年(行ヒ)第91号平成23年(2011年)6月7日第三小法廷判決参照)。

本件において、特別年金の受給権が発生したことについては、審査請求人自身も把握しており、本件処分の通知書に記載された理由と照らし合わせることにより、特別年金の収入認定によって保護費が減額されることが判明することから、本件処分が審査請求人による不服申立ての便宜を損なうものであったとまでいうことはできない。

ウ 地方公務員法第35条における職務専念義務違反について

本件において、審査請求人は、行政手続に沿った処分をしないことは地方公務員法第35条における職務専念義務に違反しており、違法である旨主張するが、同条は、公務員がその勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いることを規定するもので、行政処分に係る手続を規定するものではない。したがって、審査請求人の主張はその前提を欠き採用できない。

エ 憲法上の権利侵害について

本件において、審査請求人は、行政手続に沿った処分をしないこと

で憲法第14条における法の下に平等である権利を侵害され、基準額以下での生活を強いられることにより憲法第25条における安全に生活する権利を侵害されていると主張している。

しかしながら、本件処分による保護費の減額は、法及び処理基準に従って適法に行われており、その手続においても行政手続法の規定に従ったもので、公正に処理されていると認められることから、憲法第14条の定める法の下に平等に反するものとはいえない。

また、本件処分により支給された保護費の額と特別年金の受給額とを合わせた額は、審査請求人の世帯について保護基準によって測定された需要を満たすものであり、基準額以下での生活を強いるものではないことから、憲法第25条に反するものとはいえない。

よって、審査請求人の主張は採用できない。

3 結論

以上により、本件審査請求の本件通知に係る部分は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代